

〔資料 4〕

令和2年度「地域年金展開事業」事業計画（案）

【地域年金事業運営調整会議資料用 暫定版】

令和2年2月

岐阜県内年金事務所

（岐阜県代表事務所岐阜北年金事務所）



日本年金機構

Japan Pension Service

目 次

I はじめに	P.1
II 事業内容	
1. 地域連携事業	P.2
2. 年金セミナー事業	P.3
3. 地域相談事業	P.4
4. 年金委員活動支援事業	P.5
5. 地域年金事業運営調整会議	P.6
III 重点取組目標	P.7

I はじめに

公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」と言われるように、広く世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯の下に成立しており、これはいかなる制度設計の下でも普遍的なものである。

公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとって、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題であり、年金制度に対する理解をより深め制度加入や保険料納付に結びつけるため、平成24年度からそれぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（呼称：地域年金展開事業）を実施している。

地域展開事業は、国民年金および厚生年金の適用や収納、給付、年金相談といった基幹業務における基盤となる事業である。

今年度においても、この観点を踏まえて事業を実施する。

Ⅱ 事業内容

1. 地域連携事業（市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への取組）

（1）目的

正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体（年金受給者協会、社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会等）と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施する。

（2）主な事業内容

①チラシ・ポスター等の配付

市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等に依頼し、年金制度に関するチラシ・ポスター等の配付、掲示板へのポスター掲示等による周知活動を実施する。

なお、令和2年度においては、「産前産後期間の国民年金保険料の免除」や「年金生活者支援給付金」等の制度改正があったことから、より積極的な周知活動を行うこと。

また、これらを進めるにあたっては、年金委員年間活動計画表に基づき、地域型、職域型それぞれの年金委員と連携した取組を積極的に実施すること。

②年金制度説明会の開催

自治会、事業所、ハローワーク等の関係機関、関係団体等と連携し、年金制度説明会の開催による周知活動を積極的に実施する。

なお、これらの実施にあたっては、従来の年金請求手続きや在職老齢年金等を主なテーマとした退職間近者向けの年金制度説明会や年金制度の概要等をテーマとした新入社員向けの年金制度説明会のほか、「産前産後期間の国民年金保険料の免除」、「年金生活者支援給付金」等の制度改正に関する説明会や新たに女性向けの年金制度説明会の実施を検討し、積極的にアプローチを行うことで、実施拡大に努めること。

2. 年金セミナー事業（教育機関への取組）

（1）目的

年金セミナー事業は、学生・生徒等の若年層に対して、年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくこと、また、年金制度が身近で重要なものであることを学んでいただくための地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、更なる拡充に向けて積極的に取り組む。

また、引き続き若手職員を中心とした講師の育成を進めるとともに、受講者に応じた教材の見直しを進め、更なる充実を図る。

（2）主な事業内容

職員が大学、短期大学、専門学校、高等学校（夜間学校を含む）、中学校、小学校等に出向き、学生・生徒を対象とした年金セミナーを実施する。

なお、これらの実施に向けたアプローチにおいては、地域年金推進員を積極的に活用するとともに、官公庁等（財務(支)局、労働局、国税局、社会保険労務士会など）が実施する他のセミナーとのタイアップによる実施方法を積極的に検討することで、その拡充に努めること。

また、保護者や教職員の制度理解を深めていくことも非常に重要であることから、PTAや教職員を対象とした年金セミナーについても積極的にアプローチを行い、拡充に努めること。



3. 地域相談事業（市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への取組）

（1）主な事業内容

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口）、免除申請窓口含む）を実施する。

4. 年金委員活動支援事業

(1) 具体的な取組内容

令和2年度における活動内容を参照の上、地域型年金委員連絡会や年金委員研修等の機会を通じて年金委員へ伝達し、より具体的に協力を依頼するとともに、各都道府県単位で設置する地域年金事業運営調整会議において、参画する関係団体に周知を行うこと。

・地域型年金委員連絡会の開催

所属する管内の年金事務所において、地域型年金委員と年金事務所間の情報共有、活動依頼、支援事項の伝達及び地域型年金委員相互間の情報共有を図ることを目的とした連絡会を定期的に開催すること。

開催回数は、四半期に1回以上

・年金委員研修の実施

年金委員年間活動計画表を参考に研修内容を策定し、機構ホームページの「年金委員通信」を活用し、情報発信の強化と活動に必要な情報提供を積極的に行う。

年度内に複数回実施すること。

(2) 委嘱拡大に向けた取組み

①取組方針

今後2年間ににおける全体の最終委嘱目標人数を、機構発足当時の職域型123,000人、地域型6,100人（各拠点において発足当時の人数を確保）とした上で、計画的な委嘱数の拡大を目指す。

②具体的な取組内容【関係団体への働きかけの強化】

関係団体に対する地方厚生局との連名による要請文章の送付のほか、電話や直接訪問による要請活動を一斉に実施する。

5. 地域年金事業運営調整会議

地域年金展開事業は、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対す理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯を図ることを目的としている。そのため、各都道府県に有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行う。

Ⅲ 重点取組目標

① 【地域連携事業】年金制度説明会

事業所（団体）等での年金制度説明会を積極的に開催する。

1 年金事務所あたり	前年度を下回らない取組を実施すること※
------------	---------------------

② 【年金セミナー事業】年金セミナー

大学・短大、専門学校、高等学校等を対象とした年金セミナーを積極的に実施する。

1 年金事務所あたり (推進員設置非対象)	前年度を下回らない取組を実施すること※
1 年金事務所あたり (推進員設置対象)	前年度を下回らない取組を実施すること※

※平成30年度の目標であり、今後、機構本部が示す令和2年度ガイドラインに基づき変更となる可能性あり。